

高等学校・高等専門学校在学対象

令和7年度

三重県高等学校等修学奨学金 緊急申込みの手引き

緊急採用

<お問い合わせ先> 名称 三重県教育委員会事務局 教育財務課 奨学金担当
在学の高校・高専 又は 電話 059-224-2944 (平日の午前8時30分から午後5時)
住所 〒514-8570 三重県津市広明町13番地

申込みの前に知っていただきたいこと

本奨学金は、学習意欲がありながら、経済的な事由により修学が困難である高校生・高等専門学校生の方に対し、修学に必要な資金の一部を無利子で貸与し、安心して勉学に励んでいただけるようにすることを目的としています。貸与された奨学金は卒業後に返還していただきます。なお、その返還金は後輩のための修学資金として大切に引き継がれます。これら制度の趣旨を十分にご理解いただいたうえで、ご利用ください。

緊急採用とは

緊急採用とは、家計が急変したなど、緊急時に申込みができる制度です。

家計の急変とは、父母の離婚、生計を維持する者の失業、破産、疾病、死亡等により家計が急激に悪化した場合や悪化することが明らかである場合、又は火災、自然災害等により家計が深刻な影響を受けた場合をいいます。また、長期間の経済的な困難の継続によって、修学に支障を来すこととなった場合にも申し込むことができます。※6月と3月は緊急採用の申込みを受け付けていません。詳細はお問い合わせください。

制度の概要

○申込対象者

- 保護者（本人が成人の場合は本人）が三重県内に住所を有している方（保護者は連帯保証人となります）
- 本人が高等学校等に在学している方
- 家計急変事由により、世帯の全所得額が一定の基準以下の方（下表のとおり）
- 学習意欲があり、学業を確実に修了する見込みがある方
- 奨学金返還について保護者以外に連帯保証人を選任できる方

| 世帯の人数※1 | 3人以下 | 4人 | 5人 | 6人 | 7人 |
|-------------------------|--------------------|--------------------|--------------------|--------------------|--------------------|
| 【基準額①】 対象となる所得額の上限※2 | 410万円 (500万円)※3 | 500万円 (610万円)※3 | 590万円 (710万円)※3 | 690万円 (820万円)※3 | 790万円 (920万円)※3 |

| 世帯の人数※1 | 3人以下 | 4人 | 5人 | 6人 | 7人 |
|-----------------------|--------------------|--------------------|--------------------|----------------------|----------------------|
| 【基準額②】 対象となる収入額の上限 | 590万円 (710万円)※3 | 680万円 (820万円)※3 | 830万円 (940万円)※3 | 900万円 (1,030万円)※3 | 990万円 (1,120万円)※3 |

家計急変等を理由に申し込む場合は現在の年間見込収入が基準額②以下であること、長期的な経済的困難を理由に申し込む場合は前年の所得が基準額①以下、かつ、現在の年間収入見込みが基準額②以下であることが要件です。詳しくはお問い合わせください。

※1 原則、世帯人数に祖父母等は含まれません。 ※2 給与所得者の場合は、所得控除後の金額の合計です

※3 基準額①、②の表下段のカッコ内の金額は、ひとり親家庭の場合の基準額です。

○貸与金額

| 高等学校等の種別 | 修学費（月額） | 修学支度費（入学時一時金） （1年生の4月、5月緊急採用者のみ） |
|----------|--------------------------------------|-------------------------------------|
| 国公立 | 8,000円、13,000円、18,000円 又は23,000円 | 40,000円又は80,000円 |
| 私立 | 20,000円、25,000円、30,000円 又は35,000円 | 50,000円又は100,000円 |

○返還方法 貸与終了後、原則 12 年以内（貸与総額が 120 万円を超える場合は 15 年以内、185 万円以上の場合は 18 年以内）に返還していただきます。なお、高等学校等卒業後に進学した場合などには、返還を猶予する制度があります。

申込書の記入時の注意事項（申込書（第 1 号様式）を手元においてご覧ください。）

住所

お住まいの市町名から記入してください。
※アパート等、集合住宅の方は、部屋番号も記入してください。

連帯保証人

次の要件を満たす方
 修学奨学金債務を弁済できる能力がある方
 原則、世帯(生計)を異にする県内在住の方
 貸与開始月の初日現在で 65 歳以下の方
 日本国籍を有する方、法定特別永住者又は永住者である外国籍の方

貸与期間

・在籍する高等学校等の正規の修業年限を修了する月まで。
※原則、全日制の場合は 3 年間、高等専門学校の場合は 5 年間。
※定時制・通信制の場合は学校にお問い合わせください。（上限 4 年間）
・貸与開始月は原則として申込日の属する月ですが、申込書類の不備等によって補正の指示を受けた場合は、当該補正が完了した日の属する月となります。
なお、5 月の緊急採用を受けた場合は、4 月に遡って修学費の貸与を受けることができます。

貸与金額

・奨学金には、入学時の一時金としての「修学支度費（緊急採用の場合は 1 年生の 4・5 月に採用された方のみ利用できます。）」と、月々の奨学金としての「修学費」があります。
・修学費の金額変更は、次年度の奨学金貸与継続確認時(毎年 2 月頃)に可能です。（金額変更の申込みには本人及び保護者の署名、連帯保証人の署名・実印の押印が必要です。）

振込口座

※振込口座の留意事項

金融機関・本支店名、種目(普通又は貯蓄)、口座番号、口座名義(カタカナ)を、振込口座の通帳で確認して、正確にご記入ください。
※生徒本人名義の銀行口座に振り込みます。（申込時に銀行口座がない場合は、採用決定後、速やかに開設してください。）なお、口座名義等が変わった場合は振込みができませんので、必ず届け出てください。
※ゆうちょ銀行及び三重県内に本店がない一部金融機関の県外店舗は、奨学金の振込みはできても、貸与終了後に返還をする際の引落口座にすることはできません。あらかじめご承知おきください。

世帯の状況

同一生計を営むすべての方（原則、同一世帯の方全員）について、申込者本人からみた関係をご記入ください。

署名

申込書裏面の本人、保護者、連帯保証人の署名欄には、それぞれ該当する人が署名してください。
※本人が滞納した場合に、保護者や連帯保証人に返還請求します。また、期日までに返還していただけない場合は、遅延損害金を請求するほか、悪質な滞納の場合は法的手段により回収することがあります。

申込日

申込日は、実際に学校へ提出する日（県外校に在学中の方は投函する日）です。申込日は必ず記入してください。

添付書類の注意事項 (住民票や所得課税証明書等の取得は市町窓口にお問い合わせください。)

申込書に、次の書類を添えて提出してください。

| 提出書類 | 備考 |
|---|---|
| 緊急採用申込理由書（様式1） | ●緊急で申し込むことになった主な理由に○を付け、時期、理由等を記入してください。 |
| 住民票 ※マイナンバーの表示がないものを提出してください（マイナンバーが表示されている場合使用不可） | ●申込者を含む同一世帯全員分の住民票 ●3か月以内に発行されたもの ●世帯主、続柄、在留資格(外国籍の場合)が記載してあるもの |
| 最新の所得課税証明書 | ●最新年度分所得を証明できる書類 ●本人・祖父母・兄弟姉妹は不要 ※生活保護世帯の方、激甚災害に罹災された世帯の方は提出不要 |
| 現在の収入がわかる書類 | 【給与所得者の方】 直近2か月の給与(賞与を含む)明細書写し 【自営業の方】 収支内訳書(様式はお問い合わせください) 【年金受給者の方】 年金改定通知書又は年金振込通知書(6月頃に日本年金機構からはがき形式で送付されます。)の写し 【退職・失業した方】 無職であることの証明(職業安定所長発行の「雇用保険受給資格者証」の写し、事業所長発行の「離職票」の写し、「退職証明書」等) ※生活保護世帯の方、激甚災害に罹災された世帯の方は提出不要 |
| 家計急変を証明する書類 | 例)【保護者が疾病の場合】診断書 【激甚災害に罹災された世帯の方】市町の罹災証明書 |
| 生徒本人名義の振込口座の通帳の写し | ●金融機関名、本支店名、種目(普通又は貯蓄)、口座番号、口座名義(カタカナ)が確認できる箇所が必要です。 |

| 追加書類が必要な場合 | 提出書類 | 備考 |
|-------------------------|----------------------------|--|
| ひとり親家庭の場合 | 児童扶養手当証書(注)の写し、又は、保護者の戸籍謄本 | ●戸籍上夫婦であっても、別居状態である場合は、別居中であることを証明する民生委員の証明書 |
| 生活保護世帯の方 | 生活保護受給証明書 | ●「修学奨学金の借入れ申込みのため」である旨の明記が必要。 |
| 兄弟姉妹が大学等や三重県外の高校に在学中の場合 | 兄弟姉妹の在学証明書 | ●大学等：短大・大学・大学院・専修学校・各種学校等 |
| 本人が三重県外の学校に在学している場合 | 本人の在学証明書 | ●学校所定の様式又は第2号様式 |
| 連帯保証人が外国籍(永住者、特別永住者)の場合 | 連帯保証人の住民票 | ● <u>在留資格</u> が記載してあるもの ●3か月以内に発行されたもの |
| 本人と保護者がともに外国籍(定住者)の場合 | 本人の在留カードの写し | ●有効期限内のもの |
| 保護者が離婚調停中の場合 | 事件係属証明書 | ●家庭裁判所で発行されるもの |
| 激甚災害に罹災された方 | 市町村の罹災証明書 | |

(注) 更新手続等の理由により、手元に児童扶養手当証書がない場合は、それを証明する市町の証明書

申込みから振込みまでのながれ

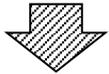
申込み

(毎月 20 日締切り)



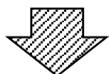
審査

(申込月の翌月上旬頃)



審査結果通知

(申込月の翌月中旬頃)



返還誓約書兼借用証書等の提出

(申込月の翌月中下旬頃)



振込み

(申込月の翌々月中旬頃)

- 県内校の方は、在学の学校に提出してください。
- 県外校の方は、直接県教育財務課（住所等は、この手引きの最初のページを参照）に提出してください。

- 三重県教育委員会で審査を行います。
なお、必要があると判断した場合は聞き取り調査を行うこともありますのでご了承ください。

- 審査の結果は、書面でお知らせします。
- 県内校の方は在学の学校へ、県外校の方は自宅へお送りします。

- 採用決定者の方には、返還誓約書兼借用証書と連帯保証人の印鑑登録証明書を提出していただきます。
(提出先は申込みと同じです。)
- ※印鑑登録証明書は、提出日の前 3 か月以内に発行されたものを添付してください。

- 返還誓約書兼借用証書等の提出から約 2 週間前後に、本人名義の口座に第 1 回目の振込みを行います。正確な日付については、教育財務課にお問い合わせください。
第 2 回目以降は、原則として奇数月（5 月、7 月、9 月、11 月、1 月、2 月）の 25 日に振り込みます。
- 振込日はホームページに掲載します。なお 25 日が土日休日に当たるときは、直前の平日になります。

★奨学金情報は、県ホームページ(三重の教育)から、鉛筆バナーをクリック!★

【URL】 <https://www.pref.mie.lg.jp/KYOIKU/HP/index.shtm>

バーコードリーダー
でアクセス! ⇒

【奨学金制度】



【提出書類様式】

